

浜松市公告第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成29年4月10日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ浜松萩丘店
浜松市中区萩丘四丁目5-1

2 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前6時から午後7時

(変更後)

午前6時から午後10時

3 変更する年月日

平成29年4月（届出書提出後）

4 変更する理由

店舗運営変更のため

5 届出年月日

平成29年4月10日